

## 専門事業部規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第38条に基づき、専門事業部を円滑に運営するために定める。

### (専門事業部)

第2条 次の専門事業部を設置し、それ以外は独立委員会とする。

資格認定・研修事業部

育成・普及事業部

広報・企画推進事業部

組織運営事業部

独立委員会

### (業務)

第3条 各専門事業部は「専門事業部と専門委員会の業務細則」の業務を遂行する。

### (選挙の方法)

第4条 専門事業部は、事業部長・副事業部長並びにそれぞれの個別事業を専任する事業委員会の委員長・副委員長・委員をもって構成する。

2. 専門事業部並びに事業委員会の構成員は、理事会にて選出し任命は理事長が行う。

### (招集)

第5条 専門事業部並びに事業委員会は、必要に応じ事業部長・委員長が招集し開催する。

2. 事業部長・各委員長が必要と認めるときは、委員以外の理事及び学識経験者の意見を聞くことができる。

### (報告)

第6条 事業部長・委員長、又は担当理事は、遂行業務につき理事会に報告し、重要事項は理事会の承認を得なければならない。

### (庶務及び会計)

第7条 庶務及び会計は、委員会にて処理し、事業部長の決裁を経て事務局長に報告する。

### (その他)

第8条 この規程の定めるもののほか必要な事項は、各専門事業部並びに各事業委員会において別に定める。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

### 附 則

この規程は平成元年4月20日より施行する。

一部改定 平成 12 年 9 月 13 日  
平成 17 年 4 月 1 日  
平成 23 年 6 月 21 日